

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格」新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定に基づき、福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）を次のように定め、<u>令和 6 年 4 月 1 6 日から施行する。</u></p> <p>福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（<u>令和 4 年 4 月福岡県告示第 371 号</u>。以下「旧告示」という。）は、<u>令和 6 年 4 月 1 5 日限り廃止する。</u></p> <p>なお、この告示の施行前に、旧告示に基づいて決定された入札参加資格は、この告示により決定されたものとみなす。</p> <p>第 1 競争入札に参加することができない者 1～7 （略） <u>8 消費税及び地方消費税に未納のある者</u> <u>9 福岡県内に事業所を有する者であって、福岡県の県税に未納のあるもの</u></p> <p>第 2 （略） 第 3 （略）</p> | <p>地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定に基づき、福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）を次のように定め、<u>令和 4 年 4 月 12 日から施行する。</u></p> <p>福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（<u>平成 29 年 4 月福岡県告示第 339 号</u>。以下「旧告示」という。）は、<u>令和 4 年 4 月 11 日限り廃止する。</u></p> <p>なお、この告示の施行前に、旧告示に基づいて決定された入札参加資格は、この告示により決定されたものとみなす。</p> <p>第 1 競争入札に参加することができない者 1～7 （略） <u>（新設）</u> <u>（新設）</u></p> <p>第 2 （略） 第 3 （略）</p> |

第4 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得したときから同日以後における最初の登録基準年（西暦奇数年をいう。）の10月末日までとする。

第4 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得したときから同日以後における最初の登録基準年（西暦偶数年をいう。）の9月末日までとする。